

令和6年度 社会福祉法人フェニックス事業計画

<事業計画>

1. ケアハウス かんべ村（一部特定施設入居者生活介護）

1. 運営方針

- ①利用者の日常生活上必要な便宜を供し、健康で明るい生活を送れるようにすることを目的とする。
- ②利用者の入居時には、利用者の従来 of 生活状況、家庭状況および心身の健康状態等について把握する。また入居後は利用者の各種相談に応じ、適切な助言等に努める。
- ③常に市町村、在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、必要に応じ、その有効な利用について利用者への紹介・手続き等の援助を行う。
- ④利用者が、併設または外部の介護保険サービスを適切に受けられるよう、迅速な対応に努める。
- ⑤明るく家庭的な雰囲気大切に、地域や家庭に密着した存在となるよう努める。

(2) 職員配置（人員配置 常勤換算 1. 7 : 1 基準 3 : 1）

施設長（管理者）	1名（兼任）
副施設長 県栄養士	1名
マネージャー兼副施設長	1名
チーフ（介護士）	1名
生活相談員兼計画作成担当者	1名
生活相談員	1名（育児休暇中）
介護職員（介護リーダー1名 介護サブリーダー1名）	16名
名（正職10名 パート6名）	
看護職員	2名
事務員	1名
環境整備員	1名（パート 兼任）
計	26名

有資格者（R2.3.1現在）

介護福祉士	16名
正看護師	2名
介護支援専門員	2名
社会福祉士	1名

(3) 職員処遇

①教育指導

サービスに当っては、常に客観的視点をもって臨むよう心掛ける。

②健康管理

自身の体調について、自己管理を怠らないよう心掛ける。

2. 通所介護事業（デイサービスセンター）

(1)事業実施計画

事業は基本事業及び通所事業とする。

＜基本事業＞

- ① 生活指導
- ② 日常動作訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎通所事業
- ⑤ 入浴サービス
- ⑥ 施設外行事
- ⑦ 給食サービスを実施する。

(ア)1月当りの標準利用者は750名以下とする。

(イ)事業の運営は週6日を標準とし午前9時15分から午後3時30分までとする。

但し、12月31日から1月3日は除く。

(ウ)利用者の送迎については、特に配慮する。

(エ)入浴サービス、給食サービスの実施については、健康等も十分観察し食品衛生管理についても十分配慮する。又季節感を取入れた旬のものに配慮する。

(オ)利用者は、給食サービス（昼食代）600円とする。

(2) 職員の配置

相談員	1名	
相談員兼介護士	2名	
介護職員		10名
(正職1名 パート7名 派遣社員2名)		
看護師	3名 (パート3名)	
運転手	2名 (パート2名)	
計	18名	
有資格者		
社会福祉士	0名	
介護支援専門員資格者	1名	

介護福祉士資格者	9名
看護師資格者	3名

(3) 職員の処遇
ケアハウスと同じ

(4) 営業計画
別表参照

3. 居宅介護支援事業

1. 事業実施計画

可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総括的かつ効果的に提供されるよう援助を行う。事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。また地域包括支援センターより介護予防支援業務の一部業務委託を受け行うこととする。また、市町村、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

2. 職員の配置

管理者兼介護支援専門員	1名（主任介護支援専門員）
介護支援専門員	3名（パート1名）
計	4名

(3) 職員の処遇
ケアハウスと同じ

(4) 営業計画
別表参照

4. 訪問介護事業所（ヘルパーステーション）

1. 事業計画

要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、多様なニーズに応じ介護保険制度上の適切な訪問介護サービスを提供し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう「自立支援」と「生活の質の向上」を念頭に、訪問介護事業所の職員が一体となって支援する。

利用者へのよりよいサービスの提供に繋げるために、町・医療機関・保健所・社会福祉協議会・支援事業者等との情報交換・情報の共有に努める。

営業日及び営業時間

営業日 月～土（必要により日曜相談）
営業時間 午前8時～午後6時（時間要相談）

2. 職員の配置

サービス提供責任者（訪問介護員兼務）	2名
介護士	9名
（兼務8名 パート1名）	
登録ヘルパー	4名
計	15名

有資格者

介護支援専門員	2名（兼務1名）
介護福祉士	9名（兼務7名）

5. （介護予防）認知症対応型共同生活事業 事業所名称「グループホームかんべの里」

（1）運営方針

本事業は、認知症によって自立した生活が困難となった要支援・要介護高齢者に対して、住み慣れた地域において、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の介護及び、地域に密着した生活を通じて安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

①利用者の立場に立った経営・運営を行う

- ②サービスの向上のために計画的な研修を行い、職員の知識・技術の向上に努める
- ③共同生活を通じて家庭的な雰囲気・環境を常に意識した関わりを行う
- ④利用者が地域の一員として生活できるよう、地域や家族との結びつきを大切にする
- ⑤利用者の残存機能を活用した生活を実現しつつ、認識機能、身体機能の重度化にも対応してターミナルケアまで一貫したサービスを行う
- ⑥全職員が自己評価及び外部評価の意義を十分に理解して改善課題に

取り組み、地域に愛される開放的な事業所であり続ける

(2) 基本方針

- ①運営推進会議を2か月に1回実施し、町内会、民生委員、教育機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の地域における住民、福祉、教育機関と共同で、事業所の活動報告のみでなく、地域において事業所に居住する利用者が積極的に地域で活動でき、地域において開放的な事業所であり続けるよう協議し取り組んでいく。
- ②法人で運営するケアハウスでの地域交流スペースを利用して、地域の方と共にくわくサロンや歌声喫茶、生け花、陶芸教室等交流を図る。
- ③地域町内会へ加入して、地域住民に対して事業所行事への招待だけでなく、地域での祭りや運動会、町内清掃、敬老会等地域行事に参加していく。
- ④地域住民に積極的に呼びかけ、事業所内で行われる行事に参加していただき、時にはボランティアとしても活動を受け入れていきたい。
- ⑤入居者とその家族、地域住民の「居場所づくり」として、認知症カフェを行っていく。
- ⑥近隣の地域住民に認知症を正しく理解してもらえるよう、年4回地域の自治会、町内会を通じて認知症講座を開催する。また介護相談についても他事業所と連携し定期的に開催する。
- ⑦利用者家族会を設置し、情報交換会や相談会等行っていく。
- ⑧家族に対して毎月送付する広報誌、お便りの他、ホームページへも事業所内の活動報告や最新情報を掲載し、情報提供を行う。

(3) 職員処遇、配置 (人員配置 常勤換算 1.3 : 1 基準3 : 1)

①配置

管理者兼介護士	1名
計画作成担当者兼介護士	1名
介護職員	17名
(正職11名 パート6名)	

計 19名

有資格者

介護支援専門員	4名
介護福祉士	15名
准看護師	1名

②職員処遇

- ・基本方針

介護人材の確保・育成・定着に向けた取組として、介護の仕事に関心を持ってもらう普及活動、ステージごとの法人内研修制度、資格取得支援、福利厚生の実施を通して人材の確保を行い安定した組織構築をめざす。

- ・研修

各受験資格を持つ職員への資格取得支援、認知症に対する深い理解のための研修会、介護保険制度、ターミナルケア、感染症に対する施設内研修会の開催

- ・健康管理

年に2回の健康診断の実施と、年に1回のストレスチェックを行い心身ともに充実した環境を整える。自身の体調については、自己管理を怠らないよう心掛ける。

6. 放課後等デイサービス事業

事業所名称「放課後等デイサービスきりん」

(1) 事業目的

心身障害児、あるいは発達に何らかの問題があり支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本動作の習得、及び集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切で、かつ効果的な指導及び訓練をする。

(2) 事業内容

①自立した日常生活を営むために必要な訓練

- ・個別プログラム
- ・排泄、衣服の着脱等の練習
- ・食器洗い、洗濯等の練習
- ・ショッピング、調理実習、作業的な活動

②交流の機会の提供

- ・工作・音楽療法
- ・野菜の栽培

③余暇の提供

- ・レクレーション
- ・季節の行事
- ・身体機能を高める活動

④個別支援計画

- ・保護者の意向を把握し、医療機関や保健・福祉・教育の関係事業所等と連携し、支援計画の半年ごとの評価・見直しを行う

⑤その他

- ・送迎については、原則保護者での対応

(特別支援学校、市内小中学校への迎えは職員対応)

(3) 利用対象事業

広島市及び安芸高田市より認められた就学児小学1年生から中学3年生

(4) 実施時間

- ・営業日 月～金曜日 午後2時00分から午後5時30分
土曜日・長期休暇 午前10時00分から午後5時30分
- ・休業日 日・祝日・お盆・年末年始(12月30日から1月3日)

(5) 利用定員

20名

(6) 利用料金

- ・原則1割負担(但し、負担上限額を上限とする)
- ・長期休暇中の利用時 給食・・・弁当持参 おやつ・・・実費

(7) 職員体制

管理者兼児童発達支援管理責任者	3名
児童指導員(保育士含む)	12名
(正職5名 パート9名)	
運転手(パート)	1名
計	16名

有資格者

社会福祉士	1名
介護福祉士	4名
保育士	4名

(8) 営業計画

別表参照

7. 住宅型有料老人ホーム事業

事業所名称「シニアホームいずみ」

(1) 運営方針

「24時間見守りサービスがあれば安心できる」「自分の介護保険サービスだけでは満足できない」「安心して家族を預けることができる施設が欲しい」等のご要望に真摯にお答えできるような生活支援・身体介護と「心のケア」を提供できる質の高い施設を

目指します。

①利用者の立場に立った経営・運営を行う

- ②サービスの向上のために計画的な研修を行い、職員の知識・技術の向上に努める
- ③20床という少人数の施設で隅々まで目が行き届き安心を提供します
- ④利用者が地域の一員として生活できるよう、地域や家族との結びつきを大切にする
- ⑤利用者の残存機能を活用した生活を実現しつつ、認識機能、身体機能の重度化にも対応してターミナルケアまで一貫したサービスを行う
- ⑥毎日のお食事を楽しみの時間にするために、管理栄養士によるご入居者様にあったメニューを最新の厨房機器を導入して美味しく温かくご提供します。

(2) 基本方針

- ①地域において事業所に居住する利用者が積極的に地域で活動でき、地域において開放的な事業所であり続けるよう取組んでいく。
- ②法人で運営するケアハウスかんべ村の地域交流スペースを利用して、地域の方と共にわくわくサロンや歌声喫茶、生け花、陶芸教室等交流を図る。
- ③地域町内会へ加入して、地域住民に対して事業所行事への招待だけでなく、地域での祭りや運動会、町内清掃、敬老会等地域行事に参加していく。
- ④地域住民に積極的に呼びかけ、事業所内で行われる行事に参加していただき、時にはボランティアとしても活動を受け入れていきたい。
- ⑥近隣の地域住民に認知症を正しく理解してもらえるよう、地域の自治会、町内会を通じて認知症講座を開催する。また介護相談についても他事業所と連携し定期的を開催する。
- ⑦利用者家族会を設置し、情報交換会や相談会等行っていく。
- ⑧家族に対して毎月送付する広報誌、お便りの他、ホームページへも事業所内の活動報告や最新情報を掲載し、情報提供を行う。

(3) 職員処遇、配置 (人員配置 常勤換算 10 : 1 基準 20 : 1)

①配置

管理者	1名 (兼務)
介護士 (兼務 正職7名 パート1名)	8名 (1名休職)
厨房職員	2名 (パート)

計

11名

有資格者	
介護福祉士	4名
調理師	1名

②職員処遇

・基本方針

介護人材の確保・育成・定着に向けた取組として、介護の仕事に関心を持ってもらう普及活動、ステージごとの法人内研修制度、資格取得支援、福利厚生の実施を通して人材の確保を行い安定した組織構築をめざす。

・研修

各受験資格を持つ職員への資格取得支援、認知症に対する深い理解のための研修会、介護保険制度、ターミナルケア、感染症に対する施設内研修会の開催

・健康管理

年に2回の健康診断の実施と、年に1回のストレスチェックを行い心身ともに充実した環境を整える。自身の体調については、自己管理を怠らないよう心掛ける。

8. 就労継続支援B型事業

事業所名称「就労継続支援B型事業かんべ」

(1) 事業目的

地域に暮らす障がい者の就労機会（生産活動）の確保と生きがい提供の場としての役割を担う。利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(2) 事業内容

- ①就労継続支援B型計画の作成
- ②職場実習、施設外就労、施設外支援
- ③求職活動の支援
- ④職場定着のための支援

(3) 利用対象事業

広島市及び安芸高田市より認められた利用者

(4) 実施時間

- ・営業日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分
- ・サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分
- ・休業日 土曜日・日曜日・祝日

(5) 利用定員

20名

(6) 職員体制

管理者	1名 (兼務)
サービス管理責任者	1名
生活支援員 (職業指導員)	7名 (パート8名)
計	9名

有資格者

サービス管理責任者	1名
介護福祉士	2名

(7) 営業計画

別表参照

9. 児童発達支援事業

事業所名称「児童発達支援事業所きりん」

(1) 事業目的

心身障害児、あるいは発達に何らかの問題があり支援を必要とする未就学児に対し、日常生活における基本動作の習得、及び集団生活に適應することができるよう、身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切で、かつ効果的な指導及び訓練をする。

(2) 事業内容

①自立した日常生活を営むために必要な訓練

- ・個別プログラム
- ・排泄、衣服の着脱等の練習
- ・ことばの習得

②交流の機会の提供

- ・工作・音楽療法
- ・言語学習

③余暇の提供

- ・レクレーション
- ・季節の行事

・身体機能を高める活動

④個別支援計画

・保護者の意向を把握し、医療機関や保健・福祉・教育の関係事業所等と連携し、支援計画の半年ごとの評価・見直しを行う

⑤その他

・送迎については、原則保護者での対応

(3) 利用対象事業

広島市及び安芸高田市より認められた未就学児

(4) 実施時間

・営業日 月～金曜日 午後 9時00分から午後2時00分
・休業日 土日・祝日・お盆・年末年始（12月30日から1月3日）

(5) 利用定員

3名

(6) 利用料金

・原則1割負担（但し、負担上限額を上限とする）

(7) 職員体制

管理者兼児童発達支援管理責任者	1名（兼務）
生活指導員（保育士含む）	3名（兼務正職1パート2）
計	4名

有資格者

介護福祉士	1名（兼務）
保育士	2名（兼務2）

(8) 営業計画

別表参照

10. 放課後等デイサービス

事業所名「放課後等デイサービスきりん」（サテライト型）

(1) 事業目的

心身障害児、あるいは発達に何らかの問題があり支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本動作の習得、及び集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況、並びにその置かれている

環境に応じて適切で、かつ効果的な指導及び訓練をする。

(2) 事業内容

- ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ・個別プログラム
 - ・排泄、衣服の着脱等の練習
 - ・食器洗い、洗濯等の練習
 - ・ショッピング、調理実習、作業的な活動
- ②交流の機会の提供
 - ・工作・音楽療法
 - ・野菜の栽培
- ③余暇の提供
 - ・レクレーション
 - ・季節の行事
 - ・身体機能を高める活動
- ④個別支援計画
 - ・保護者の意向を把握し、医療機関や保健・福祉・教育の関係事業所等と連携し、支援計画の半年ごとの評価・見直しを行う
- ⑤その他
 - ・送迎については、原則保護者での対応
(特別支援学校、市内小中学校への迎えは職員対応)

(3) 利用対象事業

広島市及び安芸高田市より認められた就学児小学1年生から中学3年生

(4) 実施時間

- ・営業日 月～金曜日 午後2時00分から午後5時30分
- 土曜日・長期休暇 午前10時00分から午後5時30分
- ・休業日 日・祝日・お盆・年末年始(12月30日から1月3日)

(5) 利用定員

10名

(6) 利用料金

- ・原則1割負担(但し、負担上限額を上限とする)
- ・長期休暇中の利用時 給食・・・弁当持参 おやつ・・・実費

(7) 職員体制(予定)

管理者兼児童発達支援管理責任者 1名

生活指導員（保育士含む）	9名（正職4パート
5）	
計	10名

有資格者	
社会福祉士	1名（兼務）
介護福祉士	2名
保育士	2名（兼務1）

(8) 営業計画
別表参照